

東京都中小企業制度融資「経営力強化保証対応型」(略称:「都経営力強化」)

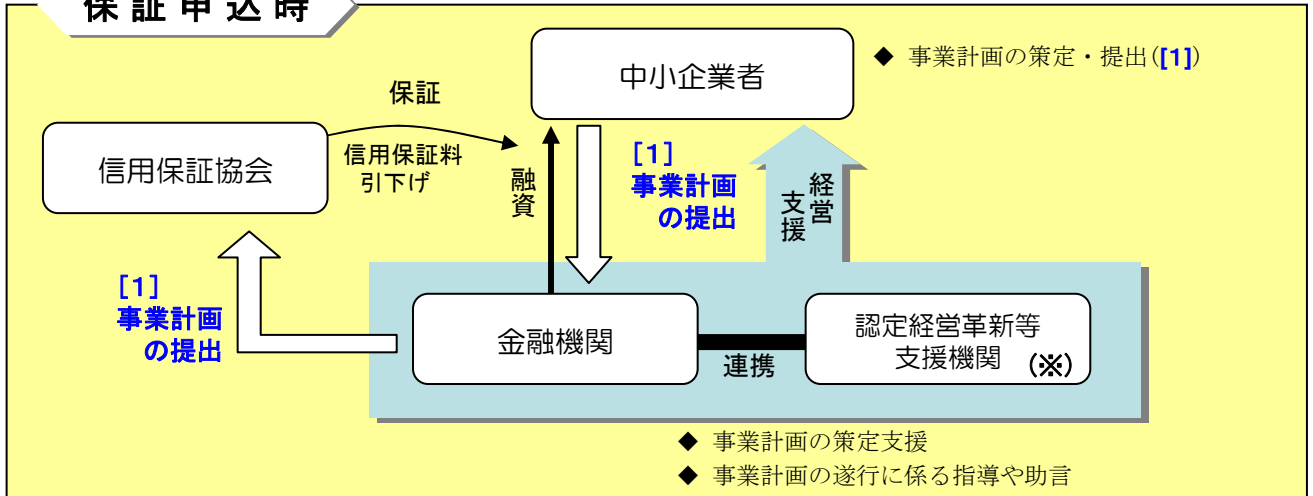
ご利用いただける方	<p>金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <p>※別紙「経営力強化保証の概要」のとおり、金融機関に対し、事業計画(保証時)及び事業計画の実施状況報告(保証期間中、四半期ごと)の提出が必要となります。</p>										
資金使途	<p>事業計画の実施に必要な事業資金(運転資金・設備資金)</p> <p>ただし、借換は、東京都中小企業制度融資又は区市町村の実施している融資制度で既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合に限ります。</p>										
融資限度額	2億8,000万円(組合4億8,000万円)										
融資期間	<p>運転資金 5年以内(据置期間1年以内を含む。)</p> <p>設備資金 7年以内(据置期間1年以内を含む。)</p> <p>ただし、借換の場合は10年以内とします。</p>										
融資利率(年率)	<p>最優遇金利を適用。融資期間ごとの金利は以下のとおり。</p> <p>※責任共有対象外となるのは、責任共有制度の対象外となる既往の融資を借り換える場合等に限ります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(責任共有制度の対象となる場合)</th> <th style="text-align: center;">(責任共有制度の対象外となる場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年以内 1. 7%以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内 1. 5%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年超5年以内 1. 8%以内</td> <td style="text-align: center;">3年超5年以内 1. 6%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年超7年以内 2. 0%以内</td> <td style="text-align: center;">5年超7年以内 1. 8%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7年超10年以内 2. 2%以内</td> <td style="text-align: center;">7年超10年以内 2. 0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	(責任共有制度の対象となる場合)	(責任共有制度の対象外となる場合)	3年以内 1. 7%以内	3年以内 1. 5%以内	3年超5年以内 1. 8%以内	3年超5年以内 1. 6%以内	5年超7年以内 2. 0%以内	5年超7年以内 1. 8%以内	7年超10年以内 2. 2%以内	7年超10年以内 2. 0%以内
(責任共有制度の対象となる場合)	(責任共有制度の対象外となる場合)										
3年以内 1. 7%以内	3年以内 1. 5%以内										
3年超5年以内 1. 8%以内	3年超5年以内 1. 6%以内										
5年超7年以内 2. 0%以内	5年超7年以内 1. 8%以内										
7年超10年以内 2. 2%以内	7年超10年以内 2. 0%以内										
返済方法	<p>分割返済(元金据置期間は1年以内)</p> <p>ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。</p>										
融資形式	<p>証書貸付とする。</p> <p>ただし、1年以内の場合は手形貸付とすることができます。</p>										
信用保証	<p>東京信用保証協会の保証を要します。</p> <p>※責任共有制度の対象となります。ただし、責任共有制度の対象外となる既往の融資を借り換える場合は、責任共有制度の対象外とします。</p>										
信用保証料	<p>東京信用保証協会の定めるところによります。</p> <p>※条件により、一般の制度融資に適用される保証料率から0.07%~0.21%(年率)引き下げた保証料率が適用されます。</p>										
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 : 代表者個人 ・個人事業者 : 原則として不要 ・組合 : 原則として代表理事(組合の実情に応じ、他の理事が連帯保証人に加えられることがあります。) 										
物的担保	<p>融資額の合計が8,000万円を超える場合は、原則として物的担保が必要となります。</p>										
融資申込受付機関	東京都中小企業制度融資の取扱指定金融機関(82機関)										

経営力強化保証の概要

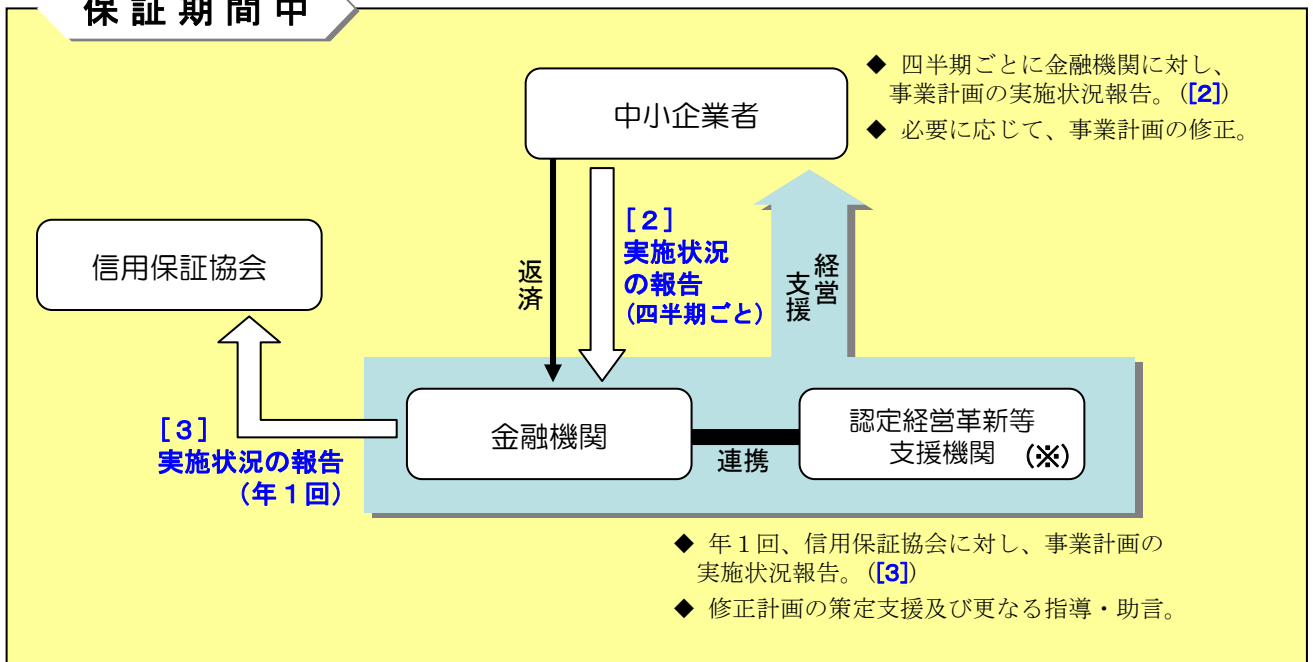
本保証は、中小企業者が、外部の専門家の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、一般よりも割安な保証料により保証を行うものです。中小企業者は、保証申込に当たり、金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ自ら事業計画を策定し、金融機関に提出します。

また、保証期間中は、金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けながら計画の実施に取り組むとともに、その実施状況を金融機関に報告（四半期ごと）します。

保証申込時



保証期間中



(※) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務（財務内容等の経営状況の分析、コンサルティング業務等）を行う者。税務・金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定します。具体的な認定対象としては、中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、金融機関、NPO法人等が想定されています。

認定機関名は、今後、中小企業庁HP等で公開が予定されています。